

## 名誉会員選出に関する細則

### (目的)

第1条 この細則は、定款の規定に基づき、名誉会員選出に関し必要な事項を定める

### (名誉会員の要件)

第2条 名誉会員となることのできるものは、次の各項に掲げる基準のいずれかに該当し、原則として推薦時に 65 歳以上のものとする。

- (1) 理事長または会長経験者
- (2) 本会の理事、監事などを経験し、かつ評議員を 15 年以上委嘱されたもの
- (3) 著しい学問業績をあげ、本会に貢献したものの

### (国外在住者の要件)

第3条 国外の在住者で名誉会員となることのできるものは、推薦時に 65 歳以上で、次の各項に掲げた基準のすべてに該当するものとする。

- (1) 国際交流上重要と思われる集中治療医学者
- (2) 本会における講演等の実績
- (3) 本会会員の臨床および研究指導等の実績

### (名誉会員の推薦)

第4条 社員は、国内、国外の名誉会員を推薦することができるが、社員による推薦の有無にかかわらず、上記条件を満たすものは理事会において審査され、名誉会員に推薦される。

### (推薦の受付)

第5条 理事長が期日を指定して所定の様式により名誉会員の推薦を受け付けるものとする。

所定の様式は次のものとする。

- (1) 推薦書
- (2) 被推薦者の署名または記名押印入り履歴書
- (3) その他、理事長が指定する書類

### (称号の授与)

第6条 理事長は理事会の議を経て、社員総会に諮った後、名誉会員の称号を授与する。

### (恩典)

第7条 名誉会員には次の恩典が与えられる。

- (1) 社員総会における称号の授与
- (2) 定款第2章第13条ならびに第4章第23条に規定する恩典

(死後の授与)

第8条 死後の授与については、理事長が理事会に諮り決定する。

(英文表記)

第9条 本会名誉会員の英文表示は Honorary Member of the Japanese Society of Intensive Care Medicine とする。

(改定)

第10条 この細則は理事会の議により改定することができる。

(附則)

この細則は、2005年10月3日から施行する。

この改定は、2006年5月16日から施行する。

この改定は、2012年2月27日から施行する。

この改定は、2013年2月28日から施行する。

この改定は、2021年3月12日から施行する。